

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

研 究 科	専 攻	試 験 科 目	参考書等持込
経済学研究科	経済学専攻	租税論・租税法研究	不可

「申告納税制度」(申告納税方式に関わる諸制度)の意義、内容(仕組み)について納税義務の発生、確定に留意しながら記述すると共に、「申告納税制度」が適正に機能するために留意すべき点について、自由に論ぜよ。

【参考】関係法令(抄)・・・字体等は適宜変更を加えている。

①国税通則法

第15条 国税を納付する義務(源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。)が成立する場合には、その成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手続により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税(・・・)については、当該各号に定める時(・・・)に成立する。

- 一 所得税(次号に掲げるものを除く。) 暦年の終了の時
- 二 源泉徴収による所得税 利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時
- 三 法人税及び地方法人税(・・・) 事業年度の終了の時

第16条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一 **申告納税方式** 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長・・・の調査したところと異なる場合に限り、税務署長・・・の処分により確定する方式をいう。

二 **賦課課税方式** 納付すべき税額がもつぱら税務署長・・・の処分により確定する方式をいう。

2 国税(・・・)についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

一 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 **申告納税方式**

二 前号に掲げる国税以外の国税 **賦課課税方式**

第17条 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。

第18条 期限内申告書を提出すべきであつた者は、その提出期限後においても、第二十五条(決定)の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

第19条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第二十四条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

第23条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年(・・・)以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(・・・)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一・・・

第24条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を**更正**する。

第25条 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を**決定**する。

②所得税法

第5条 居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある。

第120条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える・・・ときは、第三期(その年の翌年二月十六日から**三月十五日**までの期間をいう。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した**申告書**を提出しなければならない。